

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	呉市 住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和5年3月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>呉市は、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するために、呉市に居住する住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。そのため住民基本台帳を整備している。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、呉市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、呉市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>呉市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 2. 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 3. 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4. 転入届に基づく住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5. 本人または同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 6. 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7. 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8. 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9. 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10. 個人番号カード等を用いた本人確認 11. 他団体からの要求に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して住民票関係情報を提供</p> <p>なお、「9」の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③対象人数	<p><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	住民基本台帳システム(住民票システム、住基GWシステム 以下「住基システム」という。)
②システムの機能	<p>1. 住民基本台帳の管理 ・異動処理機能及び、異動入力された個人データを住民基本台帳として記録する。</p> <p>2. 住民票コードの通知 ・住民票コード通知書を発行する。</p> <p>3. 各種証明書の発行 ・住民票の写し、記載事項証明書などの各種証明書を発行する。</p> <p>4. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)との連携 ・住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報の連携、転出証明書情報などの市町村間の通知、個人番号の要求、個人番号通知書類を送付するための送付先情報の編集・通知を実施する。</p> <p>5. 在留カード等発行システムとの連携 ・出入国在留管理庁通知情報の取込、市町村通知情報の作成を行う。</p> <p>6. 団体内統合利用連携サーバーとの連携 ・中間サーバーへの個人情報の連携を行うため、住民票の記載事項を団体内統合利用連携サーバーに連携する。</p> <p>7. 印鑑登録機能 ・印鑑登録情報の管理し、印鑑登録証明書を発行する。</p> <p>8. 庁内連携データの作成 ・住民票の記載事項を他のシステムに庁内連携するためのデータを作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (出入国在留管理庁在留カード等発行システム)</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークの内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 ・住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 ・特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のために提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報を照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) ・転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への情報照会 ・全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 ・機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の管理 ・各システムの宛名情報を取り込み、同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を付番し、管理する。</p> <p>2. 情報提供(中間サーバーに提供情報を連携する。) ・中間サーバーに連携する各業務システムの情報を集約して管理する。</p> <p>3. 情報照会(中間サーバーに情報照会を依頼する。) ・各業務の宛名番号で対象者を検索し、中間サーバーに対して他情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の照会を依頼し、結果を表示する。</p>
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (特定個人情報を保有する各業務システム、中間サーバー)

システム4	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1. 証明書データ作成機能 ・市民の証明書請求に基づき、証明書交付センターからの要求に応じて、各種証明書のデータを作成し、市民が請求したコンビニ等のマルチコピー機へ証明書交付センターを経由してデータを送信する。</p> <p>2. 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報管理機能 ・住民基本台帳ネットワークシステムから連携される利用者証明用電子証明書シリアル番号情報を管理する。</p> <p>3. 住民基本台帳システム連携機能 ・証明書交付センターから住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書の要求があった場合、住基システムから証明書の情報を受信する。</p> <p>4. 戸籍情報システム連携機能 ・証明書交付センターから戸籍証明書(全部事項証明書・個人事項証明書)、戸籍附票の要求があった場合、戸籍情報システムから証明書の情報を受信する。</p> <p>5. 税務総合情報システム連携機能 ・証明書交付センターから所得・課税証明書の要求があった場合、税務総合情報システムから証明書の情報を受信する。</p> <p>6. セキュリティ対策 ・第三者からのアクセスを排除するため、証明書交付センターとの通信は専用回線を利用。また、利用者証明用電子証明書シリアル番号と連携し、証明書データの偽造・改ざんを防止することにより、個人情報漏えい対策を実施する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (戸籍情報システム)</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 ・符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号」(以下「符号」という。)と情報保有機関内で同一人判定に利用する「団体内統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと各業務システム、団体内統合利用番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保存・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム6	
①システムの名称	総合窓口システム
②システムの機能	<p>1. 窓口受付機能 ・ライフイベント(引越し、出生、死亡、婚姻、離婚)に伴う申請・届出の受付情報を入力し、各種申請書を作成する。</p> <p>2. ナビゲーション機能 ・来庁者に手続きを一覧にした案内書を作成する。</p> <p>3. 来庁者のライフイベントや世帯構成、聞き取りした内容から、必要な手続きや必要書類を画面上に表示する。</p> <p>4. 申請書印刷機能 ・申請、届出により作成された申請書等を印刷する。</p> <p>4. 他業務データ連携機能 ・窓口受付機能やナビゲーション機能に必要な国民健康保険等のデータを連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (申請管理システム)</p>
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<p>①申請データの取り込み 連携サーバから申請データを取り込む機能</p> <p>②申請内容の照会 申請情報の手続き毎の項目等、詳細情報を確認できる機能</p> <p>③申請処理状況の更新 申請情報の一覧表示を行い、処理状況を更新する機能</p> <p>④既存住民基本台帳システムへの連携 既存住民基本台帳システムへ連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (サービス検索・電子申請機能)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)</p> <p>:番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち「住民票関係情報」が含まれる条 (1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43の3, 43の4, 44の2, 45, 47, 48, 49, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59の2, 59の3条)</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	吳市 市民部 市民窓口課
②所属長の役職名	市民窓口課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	吳市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 <input checked="" type="checkbox"/> [] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等)</p> <p>・その他住民票関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] その他</p> <p>・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 医療保険関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 年金関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 <input checked="" type="checkbox"/> [] その他 (印鑑登録情報、選挙人名簿への登録に関する情報、サービス検索・電子申請機能)</p>	
その妥当性	住民基本台帳法第7条に規定する住民票の記載事項であるため	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年7月27日	
⑥事務担当部署	吳市 市民部 市民窓口課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人									
	[○] 評価実施機関内の他部署	(保険年金課, 介護保険課, 子育て支援課)								
	[○] 行政機関・独立行政法人等	(呉市選挙管理委員会, 地方公共団体情報システム機構)								
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(他市町村, 出入国在留管理庁)								
	[] 民間事業者	()								
	[] その他	()								
②入手方法	[○] 紙	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ								
	[] 電子メール	[] 専用線 [○] 庁内連携システム								
	[] 情報提供ネットワークシステム									
	[○] その他	(住民基本台帳ネットワークシステム, 出入国在留管理庁情報連携端末)								
③使用目的 ※	住基法に基づく住民に関する正確な記録及び住民に関する記録の適正な管理のため									
④使用の主体	使用部署	吳市 市民部市民窓口課・17市民センター(吉浦・警固屋・阿賀・広・仁方・宮原・天応・昭和・郷原・下蒲刈・川尻・音戸・倉橋・蒲刈・安浦・豊浜・豊)								
	使用者数	<p style="text-align:center"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[50人以上100人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[50人以上100人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[50人以上100人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳への個人番号の記載及び住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2. 本人への個人番号の通知(個人番号通知書を発行する機構への情報連携) 3. 再転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 4. 住民基本台帳ネットワークへの本人確認情報の連携, 転出証明書情報などの市町村間の通知, 個人番号の要求, 個人番号通知書情報の送付 5. 番号法第9条に基づく個人番号の利用のため 									
⑥使用開始日	<p style="text-align:center">情報の突合</p> <p>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p>									
	平成27年10月5日									

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※	[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない		
委託事項1	住基システム及び住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)の保守・運用			
①委託内容	住基システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等			
②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
③委託先名	富士通株式会社 中国支社			
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託業務契約書に規定する手続に基づき、委託先からの再委託承認願を審査のうえ、再委託許諾を行う。		
	⑥再委託事項	住基システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等		
委託事項2~5				
委託事項6~10				
委託事項11~15				
委託事項16~20				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (58) 件 [○] 移転を行っている (26) 件 [] 行っていない			
提供先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については、別紙1を参照			
①法令上の根拠	(別紙1) 提供先一覧に記載			
②提供先における用途	(別紙1) 提供先一覧に記載			
③提供する情報	住民票関係情報(住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項)			
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ			
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度			
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				

移転先1	「5. 特定個人情報の提供・移転」における移転先については、別紙2を参照	
①法令上の根拠	(別紙2)移転先一覧に記載	
②移転先における用途	(別紙2)移転先一覧に記載	
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳への記載者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先2~5

移転先6~10

移転先11~15

移転先16~20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> セキュリティゲートにて入退室管理をしているサーバー室に設置した鍵付き専用ラックに登載されたサーバー内に保管 サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要 特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上及びバックアップ媒体に保存される。 <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
--------	--

7. 備考

--

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	吳市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務関係情報 	
	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年7月27日	
⑥事務担当部署	吳市 市民部 市民窓口課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [] 行政機関・独立行政法人等 () [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [O] その他 (自部署)
②入手方法		[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [O] その他 (住基システム)
③使用目的 ※		住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	吳市 市民部市民窓口課・17市民センター(吉浦・警固屋・阿賀・広・仁方・宮原・天応・昭和・郷原・下蒲刈・川尻・音戸・倉橋・蒲刈・安浦・豊浜・豊)
	使用者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバー)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー/全国サーバー)。
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[] 委託する [] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社 中国支社
再委託	④再委託の有無 ※	[] 再委託しない [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2~5	
委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (2) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村からの都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、隨時
提供先2~5	
提供先2	都道府県及び機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随时(1年に1回程度)

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 〈呉市における措置〉
- ・セキュリティゲートにて入退室管理をしているサーバー室に設置した鍵付き専用ラックに登載されたサーバー内に保管
 - ・サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要
 - ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上及びバックアップ媒体に保存される。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	呉市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)
④記録される項目	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
	[<input type="checkbox"/> 50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
	<p>1. 個人番号、4情報その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>2. その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月27日
⑥事務担当部署	呉市 市民部 市民窓口課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/> 民間事業者 () [<input checked="" type="radio"/> ○ その他 (自部署)
②入手方法		[<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム [<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/> ○ その他 (住基システム)
③使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため
④使用の主体	使用部署	吳市 市民部 市民窓口課
	使用者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))
情報の突合		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステムの運用支援に関する業務
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムの運用支援に関する業務 (業務アプリケーション適用作業、バックアップ等等のシステム運用作業)
②委託先における取扱者数		[<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社 中国支社
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない								
提供先1	機構								
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)								
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。								
③提供する情報	「2. ④記録される項目」に同じ								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[] 電子メール</td> <td>[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[] フラッシュメモリ</td> <td>[] 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ	[] 紙	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線								
[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[] フラッシュメモリ	[] 紙								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)									
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。								

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室管理をしているサーバ室に設置した鍵付き専用ラックに登載されたサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上及びバックアップ媒体に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル

1. 宛名番号, 2. 住民票コード, 3. 個人番号, 4. 世帯番号, 5. 氏名情報, 6. 生年月日, 7. 性別, 8. 続柄, 9. 住民となった年月日・住民となった届出年月日, 10. 住民となった事由, 11. 住民区分(日本人・外国人), 12. 世帯主情報, 13. 現住所情報, 14. 住所を定めた年月日・住所を定めた届出年月日, 15. 前住所情報・転入元住所情報・転出先住所情報, 16. 本籍・筆頭者情報, 17. 備考欄履歴情報, 18. 事実上の世帯主情報, 19. 消除情報, 20. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ), 21. 国籍(外国人住民のみ)・法30条45規定区分(外国人住民のみ)・在留カード等の番号(外国人住民のみ)・在留資格情報(外国人住民のみ), 22. 通称(外国人住民のみ)・通称の記載と削除に関する事項(外国人住民のみ), 23. 転出予定者情報 除票住民票情報, 24. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報, 25. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報, 26. 処理停止情報, 27. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴, 28. 旧氏 旧氏の記載と削除に関する事項, 29. 個別記載情報(選挙人名簿資格, 国民健康保険資格情報, 後期高齢者医療資格情報, 国民年金資格情報, 児童手当受給資格情報を含む。)

(2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード, 2. 漢字氏名, 3. 外字数(氏名), 4. ふりがな氏名, 5. 清音化かな氏名, 6. 生年月日, 7. 性別, 8. 市町村コード, 9. 大字・字コード, 10. 郵便番号, 11. 住所, 12. 外字数(住所), 13. 個人番号, 14. 住民となった日, 15. 住所を定めた日, 16. 届出の年月日, 17. 市町村コード(転入前), 18. 転入前住所, 19. 外字数(転入前住所), 20. 続柄, 21. 異動事由, 22. 異動年月日, 23. 異動事由詳細, 24. 旧住民票コード, 25. 住民票コード使用年月日, 26. 依頼管理番号, 27. 操作者ID, 28. 操作端末ID, 29. 更新順番号, 30. 異常時更新順番号, 31. 更新禁止フラグ, 32. 予定者フラグ, 33. 排他フラグ, 34. 外字フラグ, 35. レコード状況フラグ, 36. タイムスタンプ, 37. 旧氏 漢字, 38. 旧氏 外字数, 39. 旧氏 ふりがな, 40. 旧氏 外字変更連番

(3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号, 2. 送付先郵便番号, 3. 送付先住所 漢字項目長, 4. 送付先住所 漢字, 5. 送付先住所 漢字外字数, 6. 送付先氏名 漢字項目長, 7. 送付先氏名 漢字, 8. 送付先氏名 漢字 外字数, 9. 市町村コード, 10. 市町村名 項目長, 11. 市町村名, 12. 市町村郵便番号, 13. 市町村住所 項目長, 14. 市町村住所, 15. 市町村住所 外字数, 16. 市町村電話番号, 17. 交付場所名項目長, 18. 交付場所名 外字数, 19. 交付場所名 外字数, 20. 交付場所郵便番号, 21. 交付場所住所 項目長, 22. 交付場所住所, 23. 交付場所住所 外字数, 24. 交付場所電話番号, 25. カード送付場所名 項目長, 26. カード送付場所名, 27. カード送付場所名 外字数, 28. カード送付場所郵便番号, 29. カード送付場所住所 項目長, 30. カード送付場所住所, 31. カード送付場所住所 外字数, 32. カード送付場所電話番号, 33. 対象となる人数, 34. 処理年月日, 35. 操作者ID, 36. 操作端末ID, 37. 印刷区分, 38. 住民票コード, 39. 氏名 漢字項目長, 40. 氏名 漢字, 41. 氏名 漢字 外字数, 42. 氏名 かな項目長, 43. 氏名 かな, 44. 郵便番号, 45. 住所 項目長, 46. 住所, 47. 住所 外字数, 48. 生年月日, 49. 性別, 50. 個人番号, 51. 第30条の45に規定する区分, 52. 在留期間の満了の日, 53. 代替文字変換結果, 54. 代替文字氏名 項目長, 55. 代替文字氏名, 56. 代替文字住所 項目長, 57. 代替文字住所, 58. 代替文字氏名位置情報, 59. 代替文字住所位置情報, 60. 外字フラグ, 61. 外字パターン, 62. 旧氏 漢字, 63. 旧氏 外字数, 64. 旧氏 ふりがな, 65. 旧氏 外字変更連番, 66. ローマ字 氏名, 67. ローマ字 旧氏

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・申請・届出等の様式を、不必要な情報が記載されないよう分かりやすいものにするとともに、様式に記載された情報について、事務マニュアルに基づき、受付時に確認を行う。 ・他部署又は他機関から情報を入手する場合は、庁内連携システム等の認められた方法以外での入手を禁止するとともに、入手記録を保存し、定期的に確認を行う。 ・マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・庁内連携システムで情報を入手する場合については、必要な情報以外を入手できないようシステム上で制限を行う。 (具体的な内容を以下に記載) ・操作資格に応じて、参照できる項目を制限する。 ・対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行わないようにする。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を越えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報を入手する場合の適切な方法や法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・個人番号利用事務以外又は個人番号を必要としない事務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制限を行っている。 ・他事務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持する住民マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢>	
		1) 行っている	2) 行っていない

具体的な管理方法

・住基システムを利用する必要がある職員、委託先の取扱者、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、IDとパスワードによる認証を行っている。
 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。

その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実施している。 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・操作ログを取得するとともに、アクセスされた個人・アクセスしたユーザを検索できる仕組みを用意し、定期的なログの確認を行う。
- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務に必要となる範囲にとどめる。
- ・取得した画面のハードコピーは利用後直ちに截断処理を行う。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容				<ul style="list-style-type: none"> ・呉市個人情報保護条例及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守する。 ・情報資産の収受に当たり、適正に管理する。 ・情報資産の搬送に当たり、不正利用を防止するための措置を講じる。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく第三者に委託してはならない。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく他の場所に立ち寄ってはならない。 ・情報資産を損傷し、又は滅失することのないよう安全な管理を行う。 ・情報資産(複写及び複製したものも含む。)を業務完了後又は契約解除時に、速やかに返還する。 ・情報資産を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、他に漏れることのないよう確実に廃棄する。 ・情報資産を本市が指定した目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 ・情報資産を本市の許可なく複写又は、複製してはならない。 ・知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 ・当該契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った時は、速やかに報告する。 ・本市は、情報資産の状況について、検査を行うことができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。			
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）				[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転が認められるものについては、番号法で規定されているもののほか、番号法第9条第2項に基づく条例で規定する。 ・認められた提供・移転については、府内連携システム等の認められた方法以外を禁止する。 			
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室管理されたサーバー室に設置した鍵付き専用ラックに登載されたサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要。 			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として府内連携システム等の認められた方法以外の電子ファイルでの特定個人情報の保有を禁止する。 ・府内連携システムでは、番号法に基づき認められた情報以外を入手できないようシステム上で制限する。 				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>〈呉市における措置〉 ※非該当(情報提供ネットワークを利用した照会事務はない) 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能 </p>		
リスクへの対策は十分か	[]	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバーと住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 </p>			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
他の措置の内容	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているサーバールーム内の鍵付き専用ラックにサーバーを設置 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理 ・システム端末についてセキュリティワイヤによる固定をし、盗難防止措置を講じている。 <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

具体的な方法

〈呉市における措置〉

- ・職員に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修をする。
- ・委託業者に対しては、覚書に個人情報(特定個人情報を含む。)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業務内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。

〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉

- ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。
- ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・本人確認情報の入手元は住基システムに限定されるため、住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6—7本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1. 宛名システム等における措置 ・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行かない。 2. 事務で使用するその他のシステムにおける措置 ・府内システムにおける市町村CSへのアクセスは、住基システムに限定しており、また、住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動せず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。		

その他の措置の内容	1. 従事者が事務外で使用するリスクへの措置 ・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従事者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ・システム上、管理権限を与えた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。
- ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、定期的なログの確認を行う。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市個人情報保護条例及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守する。 ・情報資産の収受に当たり、適正に管理する。 ・情報資産の搬送に当たり、不正利用を防止するための措置を講じる。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく第三者に委託してはならない。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく他の場所に立ち寄ってはならない。 ・情報資産を損傷し、又は滅失することのないよう安全な管理を行う。 ・情報資産(複写及び複製したものを含む。)を業務完了後又は契約解除時に、速やかに返還する。 ・情報資産を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、他に漏れることのないよう確実に廃棄する。 ・情報資産を本市が指定した目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 ・情報資産を本市の許可なく複写又は、複製してはならない。 ・知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 ・当該契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った時は、速やかに報告する。 ・本市は、情報資産の状況について、検査を行うことができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。</p>		
その他の措置の内容	<p>・セキュリティゲートにて入退室管理しているサーバー室に設置された鍵付き専用ラックに登載されたサーバー内に保管</p> <p>・「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>・媒体を用いて情報を管理する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立ち会いを必要とする。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置</p> <p>・相手方(都道府県サーバー)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体への出力は行わないルールとする。行う場合は責任者立ち会いのもと、出力日時・件数の記録、使用後の消去の有無、確認者を記録し、管理する。</p> <p>2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</p> <p>また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p> <p>3. 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>・相手方(都道府県サーバー)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室管理しているサーバー室に設置された鍵付き専用ラックにサーバーを設置 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理 ・システム端末についてセキュリティワイヤによる固定をし、盗難防止措置を講じている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、覚書に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。 	

10. その他のリスク対策

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・本人確認情報の入手元を住基システムに限定する。</p> <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 宛名システム等における措置 ・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>2. 事務で使用するその他のシステムにおける措置 ・府内システムにおける市町村CSへのアクセスは、住基システムに限定しており、また、住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動されず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者確認を行う。
その他の措置の内容	<p>1. 従事者が事務外で使用するリスクへの措置 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従事者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、定期的なログの確認を行う。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市個人情報保護条例及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守する。 ・情報資産の収受に当たり、適正に管理する。 ・情報資産の搬送に当たり、不正利用を防止するための措置を講じる。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく第三者に委託してはならない。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく他の場所に立ち寄ってはならない。 ・情報資産を損傷し、又は滅失することのないよう安全な管理を行う。 ・情報資産（複写及び複製したものを含む。）を業務完了後又は契約解除時に、速やかに返還する。 ・情報資産を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、他に漏れることのないよう確実に廃棄する。 ・情報資産を本市が指定した目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 ・情報資産を本市の許可なく複写又は、複製してはならない。 ・知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 ・当該契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った時は、速やかに報告する。 ・本市は、情報資産の状況について、検査を行うことができる。 		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない 2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。</p>		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室管理しているサーバ室に設置された鍵付き専用ラックに登載されたサーバー内に保管 ・「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立ち会いを必要とする。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体への出力は行わないルールとする。行う場合は責任者立ち会いのもと、出力日時・件数の記録、使用後の消去の有無、確認者を記録し、管理する。 2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ・システム上、住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 3. 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ・相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
リスク2: 不正な提供が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし					
その内容						
再発防止策の内容						
その他の措置の内容	<吳市における措置> ・セキュリティゲートにて入退室管理されたサーバー室に設置した鍵付き専用ラックにサーバーを設置 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理 ・システム端末についてセキュリティワイヤによる固定をし、盗難防止措置を講じている。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p>1. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 ・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。</p> <p>2. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>						

8. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な方法	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修をする。 ・委託業者に対して、覚書に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。 		
10. その他のリスク対策			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	呉市 市民部 市民窓口課 住民記録グループ 737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3161
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	呉市 市民部 市民窓口課 住民記録グループ 737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3161
②対応方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、問合せに対する対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月9日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	呉市 市民部 市民課	呉市 市民部 市民窓口課	事前	課名の変更
平成27年6月9日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 徳満 忠浩	市民窓口課長 徳満 忠浩	事前	課名の変更
平成27年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	呉市 市民部 市民課	呉市 市民部 市民窓口課	事前	課名の変更
平成27年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	呉市 市民部 市民課	呉市 市民部 市民窓口課	事前	課名の変更
平成27年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4	福祉保健課	障害福祉課	事前	課名の変更
平成27年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	生活福祉課	生活支援課	事前	課名の変更
平成27年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12	住宅課	住宅政策課	事前	課名の変更
平成27年6月9日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正利用訂正請求 ①請求先	呉市 市民部 市民課 住民係	呉市 市民部 市民窓口課 住民記録グループ	事前	課名及び係名の変更
平成27年6月9日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ ①連絡先	呉市 市民部 市民課 住民係	呉市 市民部 市民窓口課 住民記録グループ	事前	課名及び係名の変更
平成29年6月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称		証明書コンビニ交付システム	事後	証明書コンビニ交付システムについての記載を追加

平成29年6月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		<p>市民の証明書請求に基づき、証明書交付センターからの要求に応じて、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書のデータを作成し、市民が請求したコンビニ等のマルチコピー機へデータを送信する。</p> <p>2 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報管理機能</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムから連携される利用者証明用電子証明書シリアル番号情報を管理する。</p> <p>3 住民基本台帳システム連携機能</p> <p>証明書交付センターから住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書の要求があつた場合、住民基本台帳システム(住民票システム、住基GWシステム)から証明書の情報を受信する。</p> <p>4 セキュリティ対策</p> <p>第三者からのアクセスを排除するため、証明書交付センターとの通信は専用回線を利用。また、利用者証明用電子証明書シリアル番号と連携し、証明書データの偽造・改ざんを防止することにより、個人情報漏えい対策を実施する。</p>	事後	証明書コンビニ交付システムについての記載を追加
平成29年6月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続		<p>[○]住民基本ネットワークシステム</p> <p>[○]既存住民基本台帳システム</p>	事後	証明書コンビニ交付システムについての記載を追加

平成29年6月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)</p> <p>:番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第のうち「住民票関係情報」が含まれる条 (1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の2, 23, 24, 25, 26の3, 27, 28, 31, 32, 33, 37, 38, 39, 41, 43, 43の3, 44の2, 45, 47, 48, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59条)</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <p>・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後
平成29年6月26日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民窓口課長 徳満 忠浩	市民窓口課長 小山 成則	事後
平成30年5月15日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民窓口課長 小山 成則	市民窓口課長 澤 浩司	事後

平成31年2月13日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) :番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第のうち「住民票関係情報」が含まれる条 (1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の2, 23, 24, 25, 26の3, 27, 28, 31, 32, 33, 37, 38, 39, 41, 43, 43の3, 44の2, 45, 47, 48, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59条) 【別表第二における情報照会の根拠】 :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) :番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち「住民票関係情報」が含まれる条 (1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43の3, 43の4, 44の2, 45, 47, 48, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59の2, 59の3条) 【別表第二における情報照会の根拠】 :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネット</p>	事後	
平成31年2月13日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民窓口課長 澤 浩司	市民窓口課長		
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている(1)件 移転を行っている(14)件	提供を行っている(36)件 移転を行っている(26)件		記載表現の変更
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法別表第二に規定する住民票関係情報の紹介者	「5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については、別紙1を参照		記載表現の変更

		<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第のうち「住民票関係情報」が含まれる条 (1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の2, 23, 24, 25, 26の3, 27, 28, 31, 32, 33, 37, 38, 39, 41, 43, 43の3, 44の2, 45, 47, 48, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59条)</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <p>・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	(別紙)提供先一覧に記載		記載表現の変更
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法別表第二に規定する各事務	(別紙)提供先一覧に記載		記載表現の変更
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	市民税課	「5. 特定個人情報の提供・移転」における移転先については、別紙2を参照		記載表現の変更
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第九条、別表第一の事務において、事務の効率化に利用	(別紙2)移転先一覧に記載		記載表現の変更
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	宛名システムに住登者データを受け渡すことにより、個人住民税資料情報との突合に利用する。	(別紙2)移転先一覧に記載		記載表現の変更

平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2~14		削除		記載表現の変更
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④ 再委託の有無	再委託する	再委託しない		錯誤のため
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤ 再委託の許諾方法	委託業務契約書に規定する手続に基づき、委託先からの再委託承認願を審査のうえ、再委託許諾を行う。	削除		錯誤のため
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥ 再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステムの運用支援に関する業務 (業務アプリケーション適用作業、バックアップ等等のシステム運用作業)	削除		錯誤のため
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④ 再委託の有無	再委託する	再委託しない		錯誤のため
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤ 再委託の許諾方法	委託業務契約書に規定する手続に基づき、委託先からの再委託承認願を審査のうえ、再委託許諾を行う。	削除		錯誤のため
平成31年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥ 再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステムの運用支援に関する業務 (業務アプリケーション適用作業、バックアップ等等のシステム運用作業。)	削除		錯誤のため
平成31年2月13日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価書①実施日	平成27年1月30日	平成31年2月13日		

平成31年2月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	<p>1 証明書データ作成機能 市民の証明書請求に基づき、証明書交付センターからの要求に応じて、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書のデータを作成し、市民が請求したコンビニ等のマルチコピー機へ証明書交付センターを経由してデータを送信する。</p> <p>2 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報管理機能 住民基本台帳ネットワークシステムから連携される利用者証明用電子証明書シリアル番号情報を管理する。</p> <p>3 住民基本台帳システム連携機能 証明書交付センターから住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書の要求があつた場合、住民基本台帳システム(住民票システム、住基GWシステム)から証明書の情報を受信する。</p> <p>4 セキュリティ対策 第三者からのアクセスを排除するため、証明書交付センターとの通信は専用回線を利用。また、利用者証明用電子証明書シリアル番号と連携し、証明書データの偽造・改ざんを防止することにより、個人情報漏えい対策を実施する。</p>	<p>1 証明書データ作成機能 市民の証明書請求に基づき、証明書交付センターからの要求に応じて、各種証明書のデータを作成し、市民が請求したコンビニ等のマルチコピー機へ証明書交付センターを経由してデータを送信する。</p> <p>2 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報管理機能 住民基本台帳ネットワークシステムから連携される利用者証明用電子証明書シリアル番号情報を管理する。</p> <p>3 住民基本台帳システム連携機能 証明書交付センターから住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書の要求があつた場合、住民基本台帳システム(住民票システム、住基GWシステム)から証明書の情報を受信する。</p> <p>4 戸籍情報システム連携機能 証明書交付センターから戸籍証明書(全部事項証明書・個人事項証明書)、戸籍附票の要求があつた場合、戸籍情報システムから証明書の情報を受信する。</p> <p>5 セキュリティ対策 第三者からのアクセスを排除するため、証明書交付センターとの通信は専用回線を利用。また、利用者証明用電子証明書シリアル番号と連携し、証明書データの偽造・改ざんを防止することにより、個人情報漏えい対策を実施する。</p>	事後	戸籍証明書のコンビニ交付サービス開始のため
平成31年2月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム	[○]住民基本ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]戸籍情報システム	事後	戸籍証明書のコンビニ交付サービス開始のため
平成31年2月13日	Ⅲリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている	再委託していない		錯誤のため

平成31年2月13日	Ⅲリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。	削除		錯誤のため
平成31年2月13日	Ⅲリスク対策 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている	再委託していない		錯誤のため
平成31年2月13日	Ⅲリスク対策 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。	削除		錯誤のため
令和3年3月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	なお、「9」の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、「9」の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正に伴う変更

令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<p>1. 住民基本台帳の管理 ・異動処理機能および、異動入力された個人データを住民基本台帳として記録する。</p> <p>2. 住民票コードの通知 ・住民票コード通知書を発行する。</p> <p>3. 各種証明書の発行 ・住民票の写し、記載事項証明書などの各種証明書を発行する。</p> <p>4. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)との連携 ・住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報の連携、転出証明書情報などの市町村間の通知、個人番号の要求、通知カード情報の送付を実施する。</p> <p>5. 団体内統合利用連携サーバーとの連携 ・中間サーバーへの個人情報の連携を行うため、住民票の記載事項を団体内統合利用連携サーバーに連携する。</p> <p>6. 庁内連携データの作成 ・住民票の記載事項を他のシステムに府内連携する為のデータを作成する。</p>	<p>1. 住民基本台帳の管理 ・異動処理機能及び、異動入力された個人データを住民基本台帳として記録する。</p> <p>2. 住民票コードの通知 ・住民票コード通知書を発行する。</p> <p>3. 各種証明書の発行 ・住民票の写し、記載事項証明書などの各種証明書を発行する。</p> <p>4. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)との連携 ・住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報の連携、転出証明書情報などの市町村間の通知、個人番号の要求、個人番号通知書類を送付するための送付先情報の編集・通知を実施する。</p> <p>5. 在留カード等発行システムとの連携 ・出入国在留管理庁通知情報の取込、市町村通知情報の作成を行う。</p> <p>6. 団体内統合利用連携サーバーとの連携 ・中間サーバーへの個人情報の連携を行うため、住民票の記載事項を団体内統合利用連携サーバーに連携する。</p> <p>7. 印鑑登録機能 ・印鑑登録情報の管理し、印鑑登録証明書を発行する。</p> <p>8. 庁内連携データの作成 ・住民票の記載事項を他のシステムに府内連携する為のデータを作成する。</p>	事後	法令改正に伴う変更及び現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 税務システム [<input type="radio"/>] その他(法務省在留カード等発行システム)</p>	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 税務システム [<input type="radio"/>] その他(出入国在留管理庁在留カード等発行システム)</p>	事後	現行の仕様に合わせた変更

		1～3（略） 4. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5・6（略） 7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民基本台帳システム(住民票システム、住基GWシステム)から当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8（略）	1～3（略） 4. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5・6（略） 7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8（略）	事後	法令改正に伴う変更及び記載表現の変更
令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1～4（略） 5 セキュリティ対策 (略)	1～4（略） 5. 税務総合情報システム連携機能 ・証明書交付センターから所得・課税証明書の要求があった場合、税務総合情報システムから証明書の情報を受信する。 6 セキュリティ対策 (略)	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[]税務システム	[○]税務システム	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		中間サーバー	事後	現行の仕様に合わせた記載追加

	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	<p>1. 付与管理機能 ・符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号」(以下「符号」という。)と情報保有機関内で同一人判定に利用する「団体内統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと各業務システム、団体内統合利用番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保存・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する</p>	事後	現行の仕様に合わせた記載追加	
令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []宛名システム等	[○]情報提供ネットワークシステム [○]宛名システム等	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		総合窓口システム	事後	現行の仕様に合わせた記載追加

令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		<p>1. 窓口受付機能 ・ライフイベント(引越し、出生、死亡、婚姻、離婚)に伴う申請・届出の受付情報を入力し、各種申請書を作成する。</p> <p>2. ナビゲーション機能 ・来庁者に手続きを一覧にした案内書を作成する。 ・来庁者のライフイベントや世帯構成、聴き取りした内容から、必要な手続きや必要書類を画面上に表示する。</p> <p>3. 申請書印刷機能 ・申請、届出により作成された申請書等を印刷する。</p> <p>4. 他業務データ連携機能 ・窓口受付機能やナビゲーション機能に必要な国民健康保険等のデータを連携する。</p>	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[]府内連携システム []既存住民基本台帳システム	[○]府内連携システム [○]既存住民基本台帳システム	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略)</p> <p>2. 住民基本台帳(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略)</p>	<p>1. 番号法 (略)</p> <p>2. 住基法 (略)</p>	事後	表記の変更

令和3年3月12日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)</p> <p>:番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち「住民票関係情報」が含まれる条(1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43の3, 43の4, 44の2, 45, 47, 48, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59の2, 59の3条)</p> <p>以下略</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)</p> <p>:番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち「住民票関係情報」が含まれる条 (1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43の3, 43の4, 44の2, 45, 47, 48, 49, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59の2, 59の3条)</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <p>・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	[]評価実施機関内の他部署() []行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構) []地方公共団体・地方独立行政法人(戸籍通知(住基法第九条二項通知))	[]評価実施機関内の他部署(保険年金課, 介護保険課, 子育て支援課) []行政機関・独立行政法人等(吳市選挙管理委員会, 地方公共団体情報システム機構) []地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村, 出入国在留管理庁)	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]府内連携システム []その他()	[]府内連携システム []その他(住民基本台帳ネットワークシステム, 出入国在留管理庁情報連携端末)	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	吳市 市民部市民窓口課	吳市 市民部市民窓口課・17市民センター(吉浦・警固屋・阿賀・広・仁方・宮原・天応・昭和・郷原・下蒲刈・川尻・音戸・倉橋・蒲刈・安浦・豊浜・豊)	事後	現行の仕様に合わせた記載追加

令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1. 住民基本台帳への個人番号の記載及び、住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2. 本人への個人番号の通知（通知カードを発行する機関への情報連携） 3. 再転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 4. 住民基本台帳ネットワークへの本人確認情報の連携、転出証明書情報などの市町村間の通知、個人番号の要求、通知カード情報の送付 5. 番号法第九条に基づく個人番号の利用のため	1. 住民基本台帳への個人番号の記載及び住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2. 本人への個人番号の通知（個人番号通知書を発行する機関への情報連携） 3. 再転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 4. 住民基本台帳ネットワークへの本人確認情報の連携、転出証明書情報などの市町村間の通知、個人番号の要求、個人番号通知書情報の送付 5. 番号法第9条に基づく個人番号の利用のため	事後	法令改正に伴う変更
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(56件) [○] 移転を行っている(25件)	[○] 提供を行っている(58件) [○] 移転を行っている(26件)	事後	法令改正に伴う提供先の追加
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先1 ③提供する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条に規定する事項）	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項）	事後	記載表現の変更
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先1 ⑥提供方法	[○] その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	[] その他()	事後	誤謬のため
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先1 ③移転する情報	住民票関係情報（住民基本台帳法第7条に規定する事項）	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民票関係情報	事後	記載表現の変更
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	吳市 市民部 市民窓口課	吳市 市民部市民窓口課・17市民センター（吉浦・警固屋・阿賀・広・仁方・宮原・天応・昭和・郷原・下蒲刈・川尻・音戸・倉橋・蒲刈・安浦・豊浜・豊）	事後	現行の仕様に合わせた記載追加

令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(略) ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 (略)	(略) ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 (略)	事後	記載表現の変更
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成27年7月27日	平成27年10月5日	事後	錯誤のため
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※ その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に交付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に交付する必要がある。市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に交付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カードの関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正に伴う変更
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※	[○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	[○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	法令改正に伴う変更
令和3年3月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1. 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 2. その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	1. 個人番号、4情報その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 2. その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正に伴う変更

令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 ③送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的 ※	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機関に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機関に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため	事後	法令改正に伴う変更
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 ③送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	住民基本台帳システム(住民票システム、住基GWシステム)より個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機関に対し提供する。(住民基本台帳システム(住民票システム、住基GWシステム)→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機関に対し提供する。(住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	事後	法令改正に伴う変更
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 ③送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正に伴う変更
令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 ③送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う変更

令和3年3月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	記載表現の変更
令和3年3月12日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(1)住民基本台帳ファイル 1~22 (略) 23. 個別記載情報、24. 転出予定者情報 除票住民票情報、25. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報、26. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報、27. 処理停止情報、28. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴 (2)本人確認情報ファイル 1~36 (略) (3)送付先情報ファイル 1~61 (略)	(1)住民基本台帳ファイル 1~22 (略) 23. 転出予定者情報 除票住民票情報, 24. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報, 25. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報, 26. 処理停止情報, 27. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴, 28. 旧氏 旧氏の記載と削除に関する事項, 29. 個別記載情報(選挙人名簿資格、国民健康保険資格情報、後期高齢者医療資格情報、国民年金資格情報、児童手当受給資格情報を含む。) (2)本人確認情報ファイル 1~36 (略) 37. 旧氏 漢字, 38. 旧氏 外字数, 39. 旧氏 ふりがな, 40. 旧氏 外字変更連番 (3)送付先情報ファイル 1~61 (略) 62. 旧氏 漢字, 63. 旧氏 外字数, 64. 旧氏 ふりがな, 65. 旧氏 外字変更連番, 66. ローマ字 氏名, 67. ローマ字 旧氏	事後	現行の仕様に合わせた記載追加

令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ②その他の措置の内容	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているサーバールーム内の鍵付き専用ラックにサーバーを設置 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理 <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているサーバールーム内の鍵付き専用ラックにサーバーを設置 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理 ・システム端末についてセキュリティワイヤによる固定をし、盗難防止措置を講じている。 <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲とどめる。 ・取得した画面のハードコピーは利用後直ちに裁断処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、定期的なログの確認を行う。 	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室管理しているサーバー室に設置された鍵付き専用ラックにサーバーを設置 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理 	<p>〈呉市における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室管理しているサーバー室に設置された鍵付き専用ラックにサーバーを設置 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理 ・システム端末についてセキュリティワイヤによる固定をし、盗難防止措置を講じている。 	事後	現行の仕様に合わせた記載追加

令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none">・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲とどめる。・取得した画面のハードコピーは利用後直ちに裁断処理を行う。	<ul style="list-style-type: none">・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、定期的なログの確認を行う。	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	Ⅲリスク対策 (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	〈呉市における措置〉 <ul style="list-style-type: none">・セキュリティゲートにて入退室管理しているサーバー室に設置された鍵付き専用ラックにサーバーを設置・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理	〈呉市における措置〉 <ul style="list-style-type: none">・セキュリティゲートにて入退室管理しているサーバー室に設置された鍵付き専用ラックにサーバーを設置・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理・システム端末についてセキュリティワイヤによる固定をし、盗難防止措置を講じている。	事後	現行の仕様に合わせた記載追加
令和3年3月12日	別紙2 移転先一覧 (番号法第9条第1項 別表第1に定める事務及び番号法第9条第2項 条例で定める事務)	項番1, 3, 16, 20 保健総務課	項番1, 3, 16, 20 地域保健課	事後	課名の変更
令和3年3月12日	V評価実施手続き 1. 基礎項目評価書①実施日	平成31年2月13日	令和3年3月12日		

令和3年9月1日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※②法令上の根拠</p> <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) :番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち「住民票関係情報」が含まれる条 (1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43の3, 43の4, 44の2, 45, 47, 48, 49, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59の2, 59の3条) 【別表第二における情報照会の根拠】 :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない) </p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) :番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち「住民票関係情報」が含まれる条 (1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43の3, 43の4, 44の2, 45, 47, 48, 49, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59の2, 59の3条) 【別表第二における情報照会の根拠】 :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない) </p>		法令改正に伴う変更
令和3年9月1日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価書①実施日	令和3年3月12日	令和3年9月1日	

令和3年9月1日	I－5 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) :番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令のうち「住民票関係情報」が含まれる条 (1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 20, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 43, 43の3, 43の4, 44の2, 45, 47, 48, 49, 49の2, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 59の2, 59の3条) 【別表第二における情報照会の根拠】 :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	法改正に伴う変更	
令和3年9月1日	II(3)-2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カードの関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関する事務)に基づき、これらの事務を実施する。</p>	事後	法改正に伴う変更

令和3年9月1日	II(3)-2 ④記録される項目 その妥当性	<p>1. 個人番号、4情報その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>2. その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	<p>1. 個人番号、4情報その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>2. その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II(3)-3 ③使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II(3)-3 ⑤使用方法	住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に對し提供する。(住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に對し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II(3)-5 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II(3)-5 ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法改正に伴う変更

令和5年3月7日	I 基本情報－2 システム7	新規追加	<p>①システムの名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】自らが受け取れることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 【○】その他(申請管理システム)</p>	事後	
令和5年3月7日	I 基本情報－2 システム8	新規追加	<p>①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 ①申請データの取り込み 連携サーバから申請データを取り込む機能 ②申請内容の照会 申請情報の手続き毎の項目等、詳細情報を確認できる機能 ③申請処理状況の更新 申請情報の一覧表示を行い、処理状況を更新する機能 ④既存住民基本台帳システムへの連携 既存住民基本台帳システムへ連携する機能 ⑤他のシステムとの接続 【○】その他(サービス検索・電子申請機能)</p>	事後	
令和5年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要－2 ④記録される項目	【○】その他(印鑑登録情報、選挙名簿への登録に関する情報)	【○】その他(印鑑登録情報、選挙名簿への登録に関する情報、サービス検索・電子申請機能)	事後	
令和5年3月7日	IIIリスク対策－2 リスクに対する措置の内容	新規追加	・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	